

World Camera Auction 会員規約

第1条（目的）

この規約は、World Camera Auction（以下「市場」という）の運営及びカメラ・カメラ装飾品二次流通の必要事項について定め、市場参加者の取引の安定化を目的とする。

第2条（参加者の定義）

市場参加者の定義は下記のものとする。

（1）会主及び事務局

- ①運営事務局を設置し、これを管理・運営・統制すること
- ②売主・買主の市場参加を承認すること
- ③古物営業法に基づく取引の管理をすること

（2）売主

- ①売主の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物許可証を有すること
- ②本規約を遵守し、事務局の指示のもと古物を当市場で出品販売すること

（3）買主

- ①買主の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物証を有すること
- ②本規約を遵守し、古物を当市場で購入すること

第3条（市場開催）

市場の開場およびタイムスケジュールは原則下記の通りとする。

変更がある場合は市場 HP(<http://wca.tokyo/>)、及び既に入会済みの会員にはメールにて事前に連絡する。

- （1）開催場所：東京都豊島区高松 1-11-15 モリタビル西池袋 6F
- （2）開催日：毎月第2週金曜日 10時00分から競り終了まで

第4条（市場参加者の承認）

市場に参加しようとする者は、下記の手続きをもって事務局の承認を得なければならない。

- （1）参加登録用紙の提出
- （2）古物商許可証の写しの提出
- （3）入会金の支払い ¥30,000(税込) 一社・初回限り
- （4）その他事務局が求める書類の提出ならびに事務手続き

尚、事務局の判断により必要と認めるときは、参加者しようとする者と個別契約を締結するものとし、参加しようとしている者はこの別に定める個別契約に基づき入会金を支払うものとする。

第5条（市場参加費等）

売主・買主が当市場に参加する際には、下記参加費を事務局に支払うものとする。

- （1） 下見会参加費 ¥1,000(一人単位/一日単位)
- （2） 本大会参加費 ¥3,000(一人単位/一日単位)

World Camera Auction 会員規約

第6条（市場参加者承認の取り消し）

事務局は市場参加者が下記のどれかに該当した場合、何らかの通知催告を要せず事務局の判断により、市場参加者承認の取り消しを行なうことができる。

- (1) 市場参加者の古物商の営業許可が取り消しとなったとき
- (2) 市場参加者として不相当であると事務局が判断するに相当する事由があるとき
- (3) 本規約に違反したとき
- (4) 参加者の自己申告による時

上記のいずれかに該当し市場参加者承認の取り消しとなった場合、提出された書類の返却や入会金の返金は行わない。

また、市場参加者承認の取り消し理由に関し、事務局は上記4点のいずれかで答えるものとし、その具体的な詳細理由については説明しない。

第7条（売主の責務）

- (1) 事務局が定める出品方法を遵守し、古物を出品する。
- (2) 出品物の配送日時については事務局の指示に従うものとする。
- (3) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、売り商品の確認をする。
- (4) 出品物を搬入する場合、搬入日前日までに運営事務局に必ず連絡するものとする
- (5) 事務局より発送された未落札の出品物に認められた破損等に関しては、事務局に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、事実確認を取った上で配送業者と協議を行い、最終的な責任の所在を決めるものとする。
- (6) 売主は売買成立後の返品請求を一切できないものとする。
売買成立前の商品に関して返品を希望する場合、下見会初日の前日までに運営事務局に連絡しなければならない。

第8条（買主の責務）

- (1) 市場で取り扱う古物は動作状態や欠損・劣化の記載が配布する出品リストに無い場合、全て現状品として取り扱う。そのため、状態等について必ず競りの前に下見会で確認するものとする。
- (2) 市場で取り扱う古物は第8条（1）により、全て買主の自己責任で落札するものとする。
そのため、競り終了後の古物の動作不良や欠損に対して事務局、売主に対し原則返金・返品対応を求めないものとする。
- (3) 落札後の商品に対する返品・返金処理を行うのは、原則出品時売主の記載内容に間違い、虚偽があった場合のみとする。
- (4) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、買い商品の確認をする。
- (5) 事務局より配送された落札後の古物に認められた破損等に関しては、事務局に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、事実確認を取った上で配送業者と協議を行い、最終的な責任の所在を決めるものとする。

World Camera Auction 会員規約

第9条（市場売買手数料）

当市場で売買された古物に関し、事務局に対して売主及び買主が支払う売買手数料は次の通りとする。

（1）売主が事務局に支払う手数料

①通常出品の場合

成約金額が¥5,000 以上の場合、手数料は発生しない。

成約金額が¥5,000 未満の場合、成約金額の 5% (税別)

②委託出品の場合、落札金額を問わず成約金額の 5% (税別)

尚、事務局の判断により必要と認めるときは、売主と個別契約を締結するものとし、売主はこの別に定める個別契約に基づき手数料を支払うものとする。

（2）買主が事務局に支払う手数料について

①古物購入額(成約金額)の 10% (税別)

尚、事務局の判断により必要と認めるときは、買主と個別契約を締結するものとし、買主はこの別に定める個別契約に基づき手数料を支払うものとする。

第9条に掲げる手数料は、古物売買が成立した時点をもって売主買主ともに事務局に対し支払義務が生じる。

第10条（古物に関する保証）

（1）動作、状態に関する保証期間は、競り売り日（売買成立日）を起算日として3週間とする。

よって、この保証期間経過後は、買主はいかなる理由があろうと事務局、売主に対し保証義務の履行を要求することはできない。

（2）売買成立時に判明していた物品の欠損について、本条は適用されない。

（3）返品保証された物品の所有権は売主に存するものとし、返品商品については、処分費用（送料・返金時の振込み手数料等）を含む一切の責を売主が有する。

（4）保証期間内に売主買主間の協議が成立しなかった場合には、事務局に裁定を委ねるものとし、その裁定をもって最終とし、両者は異議を申し立てない。

（5）天災地変、戦争、内乱、内外の法令の改廃・制定、公権力の処分、ストライキ、経済情勢の著し変動パニック、その他不可抗力により古物が損傷を受けた場合、あるいは本契約の履行不能、または遅延が生じたときは、運営事務局は一切責任を負わないものとする。

これに対し、参加者は一切異議を述べないものとする。

第11条（市場内の古物管理）

（1）市場内古物の所有権は、競り売りまでは売主に帰属し、競り売り終了後は運営事務局に帰属する。

買主に帰属するのは落札金額が全て支払われたことを運営事務局が確認できた瞬間とする。

（2）物品の滅失・毀損・盗難等が発生した場合、事務局に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主買主がその責任を負うものとする。

World Camera Auction 会員規約

第12条（決済の方法）

- (1) 古物売買の代金は、現金をもって決済することとする。
尚、事務局の判断により必要と認めるときは、個別契約を締結するものとし、この別に定める個別契約に基づき支払うものとする。
- (2) 事務局は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行する事とする。
尚、売買明細書の再発行は、原則しない事とする。
- (3) 事務局は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いをする義務を有さない。
- (4) 買主は事務局より送付された売買明細の到着日より2営業日以内までに落札金額及び手数料、送料、その他諸経費を支払わなければならない。
- (5) 事務局は買主に支払能力が無いと判断した場合、当商品を事務局が自己の判断で処分出来る事とし、処分に係る費用（代金の不足を含む）を別途買主に請求出来る事とする。

第13条（禁止事項）市場参加者に対し以下の事項を禁止する。

- (1) 本規約に違反すること
- (2) 当市場およびその他の第三者の権利、利益、名誉を損ねること
- (3) 虚偽の情報により市場参加者登録をすること
- (4) 市場参加者資格を第三者に貸与・譲渡すること
- (5) 市場参加者資格を第三者と共用すること
- (6) 市場参加者たることで取得した他者の秘密を漏洩すること

第14条（個人情報の取り扱い）

事務局は原則として参加者情報を参加者の同意なく、第三者に開示しない。

ただし、以下の場合には参加者の事前の同意なく、これらの情報を開示できる。

- (1) 公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
- (2) 当市場の権利、利益、名誉等を保護する為に必要であると判断した場合

第15条（付帯事項）

- (1) 参加について
 - ①参加者は、事務局に対してメール・電話等による参加申込が必要となる。
 - ②事前申込の無い場合は事務局の判断にて、参加を拒否する事が出来る。
 - ③事務局の判断により必要と認めるときは参加者と個別契約を締結するものとし、参加者は個別契約に基づき参加申込をする。
 - ④登録事項に変更がある場合は、速やかに事務局に連絡をする事とする。
 - ⑤会員制限をしている関係で、連続半年以上参加されない場合は、会員資格を消失する事とし登録時に提出した書類及び入会金の返金は行わない。
但し、事務局の承認が有る場合はこの限りではない。

World Camera Auction 会員規約

(2) 委託販売品の取り扱いについて

- ①委託商品の販売については、一社につき1人分の参加料を事務局に支払う事とする。
- ②売上代金の振込みが必要な場合、振込み手数料は売主の負担とする。
- ③商品の返送に伴う費用は、全て売主の負担とする。

(3) 売買商品の管理について

- ①売り商品については、売主が商品を管理する為に、原則事務局が指定する荷札等を付ける事とする。
- ②買主は商品を買った時点で商品を再度確認する事とし、第10条（古物に関する保証）以外の責務は、売主にないものとする。

(4) 規約の更新について

- ①当規約の更新は随時HP (<http://wca.tokyo/>) にて告知をする事とし、HP にてUPされた時点から適用する事とする。

(5) 参加同行者の取扱いについて

- ①古物営業法第十一条に基づき（許可証等の携帯等）市場参加者は許可証を携帯すること。
又、参加者はその代理人、使用人、その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、「当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければならない」との規定がある事から、法律に基づき事務局が許可証の確認及び同行者の「行商従業者証」を確認することがある。
尚、不携帯の際は入場のお断り・途中退場させる権利を事務局は有する。

(6) 反社会的勢力の排除について

- ①参加者は運営事務局に対し、本件契約時において、参加名義の団体（法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
また参加者は、運営事務局が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、求めに応じてその調査に協力し、これに必要と運営事務局が判断する資料を提出しなければならない。

当規約に関するお問合せ

〒151-0073

東京都渋谷区笹塚 1-54-7KS ビルディング 8F

株式会社 Precious（運営事務局）

TEL：03-6276-7709

FAX：03-6276-7711